様式第３号

**誓　約　書**

東 京 都 知 事　　殿

東京都中小企業職業訓練助成金交付要綱第９条の規定に基づく交付申請書の提出を行うに当たり、以下の事項について、いずれも相違ないことを誓約します。また、この誓約に違反又は相違があり、同要綱第18条の規定により助成金の交付の決定の取消しを受けた場合において、同要綱第19条の規定に基づき返還を命じられたときは、これに異議なく応じることを誓約します。

□　代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員について、東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)第２条第２号に規定する暴力団、同条第３号に規定する暴力団員又は同条第４号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。

　　＊「暴力団関係者」とは、以下の者をいいます。

・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者

・暴力団員を雇用している者

・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者

・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者

□　知事が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意します。

□　助成を受けようとする全ての職業訓練に要する経費を事業主が負担しています。

□　助成を受けようとする全ての職業訓練について、国又は地方公共団体から助成を受けておらず、今後受ける予定もありません。

□　みなし大企業に該当しません。（中小企業事業主のみ）

　　＊「みなし大企業」とは、以下のいずれかに１つでも該当する場合をいいます。

　　　①大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の２分の１以上を所有又は出資している場合

②大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の３分の２以上を所有又は出資している場合

③役員総数の２分の１以上を大企業の役員又は職員が兼務している場合

④その他、大企業が実質的に経営を支配する力を有している場合

年　　月　　日

企業等の所在地

企業等の名称

代表者職・氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印